

 県章	滋賀県公報	平成 24 年（2012 年） 1 1 月 2 日 第 3 6 1 7 号 金 曜 日
		毎週月・水・金曜 3 回発行

目次（ 印は、県例規集に登載するもの）	
○ 規 則	
滋賀県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則（環境政策課）	1
○ 告 示	
滋賀県狩猟税納税証紙の売りさばき人の指定の一部改正（税政課）	3
平成24年度陸上、海上および航空自衛官候補生の追加募集（自治振興課）	4
○ 公 告	
特定非営利活動法人設立認証申請公告（県民活動生活課）	4
特定非営利活動法人定款変更認証申請公告（県民活動生活課）	4
平成25年度滋賀県窯業技術者養成研修実施公告（新産業振興課）	5
都市計画変更の図書の写しの縦覧公告（都市計画課）	5
○ 健康福祉事務所告示	
介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定（南部、東近江、湖北）	6
介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定（南部）	7
○ 土 木 事 務 所 公 告	
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（東近江）	7
○ 病 院 事 業 庁 公 告	
平成24年度滋賀県医師採用選考実施公告	7
○ 正 誤	
平成24年 4 月 1 日付け号外(1)滋賀県規則第30号中	9
平成24年 4 月 1 日付け号外(1)滋賀県規則第31号中	9

規 則
滋賀県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成24年11月 2 日 滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子
滋賀県規則第64号
滋賀県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則
滋賀県公害防止条例施行規則（昭和48年滋賀県規則第10号）の一部を次のように改正する。
第19条第 2 項第 3 号ア中「シス - 1,2 - ジクロロエチレンおよびトリクロロエチレン」を「1,2 - ジクロロエチレン、トリクロロエチレンおよび塩化ビニルモノマー」に改め、同号イ中「1,1 - ジクロロエチレン」の右に「および塩化ビニルモノマー」を加え、同号ウ中「およびシス - 1,2 - ジクロロエチレン」を「、1,2 - ジクロロエチレンおよび塩化ビニルモノマー」に改め、同号エ中「およびシス - 1,2 - ジクロロエチレン」を「、1,2 - ジクロロエチレンおよび塩化ビニルモノマー」に改め、同号に次のように加える。
オ 1,1 - ジクロロエチレン 塩化ビニルモノマー
カ 1,2 - ジクロロエチレン（シス - 1,2 - ジクロロエチレンを含む。） 塩化ビニルモノマー
別表第 1 第 1 項の二中「掘さく」を「掘削」に改め、同表第 8 項中「沈でんそう」を「沈殿槽」に改め、同表第10項のへ中「蒸りゆう施設」を「蒸留施設」に改め、同表第16項中「めん類製造業」を「麺類製造業」に改め、同表第19項の二中「精鍊そう」を「精鍊槽」に改め、同項のへ中「漂白そう」を「漂白槽」に改め、同表第28項の口中「さく酸エステル製造施設」を「酢酸エステル製造施設」に、「蒸りゆう施設」を「蒸留施設」に改め、同項のハ中「メチル

アルコール蒸りゆう施設」を「メチルアルコール蒸留施設」に改め、同項の二ならびに同表第30項の口、第31項のイおよび第33項のホ中「蒸りゆう施設」を「蒸留施設」に改め、同項のヘ中「溶剤蒸りゆう施設」を「溶剤蒸留施設」に改め、同表第35項のイならびに第37項の二、ホ、トからリまでの規定中「蒸りゆう施設」を「蒸留施設」に改め、同項のヲ中「メチルアルコール蒸りゆう施設」を「メチルアルコール蒸留施設」に改め、同表第38項の次に次の 1 項を加える。

38の 2 界面活性剤製造業の用に供する反応施設(1,4 - ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。)

別表第 1 第40項中「蒸りゆう施設」を「蒸留施設」に改め、同表第45項中「フルフラール蒸りゆう施設」を「フルフラール蒸留施設」に改め、同表第51項の口中「原油常圧蒸りゆう施設」を「原油常圧蒸留施設」に改め、同表第62項のイ中「還元そう」を「還元槽」に改め、同表中第66項の 7 を第66項の 8 とし、第66項の 6 を第66項の 7 とし、同表第66項の 5 中「第66項の 7 」を「第66項の 8 」に改め、同項を同表第66項の 6 とし、同表中第66項の 4 を第66項の 5 とし、第66項の 3 を第66項の 4 とし、同表第66項の 2 の口中「洗たく施設」を「洗濯施設」に改め、同項を同表第66項の 3 とし、同表第66項の次に次の 1 項を加える。

66の 2 エチレンオキサイドまたは1,4 - ジオキサンの混合施設 (前各項に該当するものを除く。)

別表第 1 第67項中「洗たく業」を「洗濯業」に改め、同表第68項の 2 中「第 8 項において同じ。」を削り、同表第80項のイ中「および第49項」を「、第49項および第66項の 2 」に改め、同項のハ中「ならびに第37項」を「、第37項」に改め、「ヨ」の右に「ならびに第38項の 2 」を加える。

別表第 6 の 1 の(1)の表中「セレン」の右に「およびその化合物」を加え、

アンモニア、 アンモニウム 化合物、亜硝 酸化合物およ び硝酸化合物 (単位 1 リッ トルにつきア ンモニア性窒 素に0.4を乗 じたもの、亜 硝酸性窒素お よび硝酸性窒 素の合計に関 して1リット ルにつきミリ グラム)	を	アンモニア、 アンモニウム 化合物、亜硝 酸化合物およ び硝酸化合物 (単位 1 リッ トルにつきア ンモニア性窒 素に0.4を乗 じたもの、亜 硝酸性窒素お よび硝酸性窒 素の合計に関 して1リット ルにつきミリ グラム)	1,4 - ジオキ サン (単位 1 リットルにつ きミリグラム)	に改める。
100		100	0.5	

別表第11シス - 1,2 - ジクロロエチレンの項中「シス - 1,2 - ジクロロエチレン」を「1,2 - ジクロロエチレン」に改め、同項中「つき」の右に「シス - 1,2 - ジクロロエチレンおよびトランス - 1,2 - ジクロロエチレンの合計量」を加え、同表に次のように加える。

塩化ビニルモノマー	1 リットルにつき0.002ミリグラム
1,4 - ジオキサン	1 リットルにつき0.05ミリグラム

別記様式第 6 号 (別紙14) 中

1 日当たりの使用時間			を
1 日当たりの使用時間			
使用の季節的変動			に

改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 付則別表の左欄に掲げる有害物質の種類につき同表の中欄に掲げる業種に属する特定事業場（滋賀県公害防止条例（昭和47年滋賀県条例第57号。以下「条例」という。）第9条第1項第1号に規定する特定事業場をいう。以下この項および次項ならびに付則別表備考1において同じ。）からの排水（同号に規定する排水をいう。）の汚染状態についての同号に規定する排水基準については、この規則の施行の日から3年間（ポリエチレンテレフタレート製造業に属する特定事業場にあつては、2年間）は、改正後の滋賀県公害防止条例施行規則（以下「新規則」という。）第9条第1号および別表第6の規定にかかわらず、それぞれ付則別表の右欄に掲げるとおりとする。

3 前項の規定の適用については、当該特定事業場に係る汚水等を処理する事業場については、当該特定事業場の属する業種に属するものとみなす。

4 第2項に規定する排水基準は、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号）により検定した場合における検出値によるものとする。

5 1,4 - ジオキサンについての新規則第9条第1号または付則第2項に規定する排水基準に関する条例第28条第1項の規定は、この規則の施行の際現に次に掲げる特定施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）の当該施設を設置している工場または事業場から排出される水については、この規則の施行の日から6月間は、適用しない。

(1) 新規則別表第1第23項の2に掲げる施設のうち、新聞業、出版業、印刷業または製版業の用に供する八および二の施設

(2) 新規則別表第1第75項から第82項までに掲げる施設

付則別表

有害物質の種類	業 種	許容限度
1,4 - ジオキサン（単位 1 リットルにつきミリグラム）	感光性樹脂製造業	200
	エチレンオキサイド製造業	10
	エチレングリコール製造業	
	ポリエチレンテレフタレート製造業	2
	下水道業（感光性樹脂製造業に属する特定事業場（下水道法（昭和33年法律第79号）第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。備考2において「下水道法上の特定事業場」という。）から排出される水を受け入れているものであって、一定の条件に該当するものに限る。）	25

備考1 中欄に掲げる業種に属する特定事業場が同時に他の業種に属する場合において、新規則別表第6またはこの表により当該業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。

2 中欄の下水道業において、「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が0.5を超えることをいう。

$$\frac{\sum C_i \cdot Q_i}{Q}$$

この式において、 C_i 、 Q_i および Q は、それぞれ次の値を表すものとする。

C_i 下水道に水を排出する下水道法上の特定事業場ごとに、当該特定事業場から当該下水道に排出される水の1,4 - ジオキサンによる汚染状態の通常値（単位 1 リットルにつきミリグラム）

Q_i 当該特定事業場から当該下水道に排出される水の通常量（単位 1 日につき立方メートル）

Q 当該下水道から排出される排水の通常量（単位 1 日につき立方メートル）

告 示

滋賀県告示第525号

昭和40年滋賀県告示第359号（滋賀県狩猟税納税証紙の売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。

平成24年11月2日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

表中「大津市千野一丁目 1 - 4」を「大津市坂本六丁目 8 番 1 号」に、

中川辰也	米原市万願寺 28番地
------	----------------

を

「

佐野栄一	米原市吉槻 908番地
------	----------------

」に、

松原勲	高島市朽木 平良359
-----	----------------

を「

杉原孝治	高島市朽木 雲洞谷1196 番地
------	------------------------

」に改める。

付 則

この告示は、平成24年11月2日から施行する。

滋賀県告示第526号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項および第118条の規定に基づき、平成24年度陸上、海上および航空自衛官候補生の追加募集について、次のとおり告示する。

平成24年11月2日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 募集期間 男子3・4月採用(自衛官候補生) 平成24年11月20日(火)まで
- 2 試験期日 男子3・4月採用(自衛官候補生) 平成24年11月23日(金)
- 3 試験場の位置および名称 大津市京町三丁目1番1号 大津びわ湖合同庁舎

公 告

特定非営利活動法人設立認証申請公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成24年11月2日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 申請のあった年月日 平成24年10月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等
特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 いいとこネットワーク
特定非営利活動法人の代表者の氏名 小川昌弘
特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地 甲賀市水口町貴生川762番地
特定非営利活動法人の定款に記載された目的 この法人は、社会的連帯と共存共栄の理念に基づき、社会と福祉・企業と作業所等の間に、付加価値の高い仕事を企画開発することで、社会には新しい商品・サービスを提供し、福祉には働く場とより高い工賃を提供することを目指す事業を行う。それにより障害者をはじめとする就労困難者の社会参加と経済的自立に寄与し、与えられる福祉から社会に新しい価値を与える福祉の創出を応援し、社会を作る全員が参加し協力し合う共生社会の実現に資することを目的とする。
- 3 関係書類の縦覧場所 滋賀県総合政策部県民活動生活課 大津市京町四丁目1番1号
- 4 関係書類の縦覧期間および時間 平成24年10月18日から平成24年12月18日までの縦覧場所における執務時間内

特定非営利活動法人定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、次の者から特定非営利活動法人の定款の変更に係る同条第3項の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成24年11月2日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 申請のあった年月日 平成24年10月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 滋賀県情報基盤協議会

特定非営利活動法人の代表者の氏名 藤田和弘

特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地 彦根市芹川町520番地 6

特定非営利活動法人の定款に記載された目的 この法人は、地域の人々に対し、情報基盤及び情報セキュリティに関する啓発、教育、情報提供を行い、高度情報通信社会の健全な発展と安全性の確保に寄与することを目的とする。

3 関係書類の縦覧場所 滋賀県総合政策部県民活動生活課 大津市京町四丁目 1 番 1 号

4 関係書類の縦覧期間および時間 平成24年10月11日から平成24年12月11日までの縦覧場所における執務時間内

平成25年度滋賀県窯業技術者養成研修実施公告

平成25年度滋賀県窯業技術者養成研修を次のとおり行います。

平成24年11月 2 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

1 養成科目 大物ロクロ成形科、小物ロクロ成形科、素地釉薬科およびデザイン科

2 募集人員 各科とも若干名

3 研修場所 滋賀県工業技術総合センター信楽窯業技術試験場

4 研修期間 各科とも平成25年 4 月 1 日から平成26年 3 月31日までの 1 年間とします。

5 出願資格 県内在住者または県内において窯業に従事している者もしくは従事しようとする者

6 受講料 無料 (材料費等一部実費徴収)

7 選考方法

(1) 職業適性検査

(2) 面接試験

(3) 作文

8 選考日時および場所

(1) 選考日時 平成25年 2 月 7 日 (木) 午前 9 時から

(2) 選考場所 滋賀県工業技術総合センター信楽窯業技術試験場 (甲賀市信楽町長野498番地)

9 出願書類

(1) 願書 (滋賀県工業技術総合センター信楽窯業技術試験場において交付する所定の用紙を使用すること。)

(2) 履歴書 (最近 6 か月以内に撮影した写真を貼付すること。)

(3) 最終学校学業成績証明書

10 願書受付期間および受付場所

(1) 受付期間 平成25年 1 月15日 (火) から平成25年 1 月31日 (木) まで (土曜日および日曜日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時15分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成25年 2 月 1 日 (金) までに到着したものを有効とします。

(2) 受付場所 滋賀県工業技術総合センター信楽窯業技術試験場 〒529 - 1851 甲賀市信楽町長野498番地 電話 0748 - 82 - 1155

11 受験料 無料

12 研修生合格者の発表 平成25年 3 月上旬、本人宛て郵送により通知します。

都市計画変更の図書の写しの縦覧公告

野洲市が平成24年11月 2 日に変更した大津湖南都市計画用途地域に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成24年11月 2 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

図書の縦覧場所 滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目 1 - 1

滋賀県南部土木事務所管理調整課 草津市草津三丁目14 - 75

健康福祉事務所告示

滋賀県南部健康福祉事務所告示第38号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

平成24年11月2日

滋賀県南部健康福祉事務所長 寺 尾 敦 史

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
ヘルパーステーション向日葵	草津市追分町784番地の45	特定非営利活動法人宅老所おかえり 理事長 森田隆志	草津市追分町784番地の45	訪問介護 介護予防訪問介護	平成24.11.1	2570600722
デイサービス彩り	守山市焰魔堂町96番地の2	情ファクトリー株式会社 代表取締役 馬場健一郎	守山市古高町240番地グラ ンヴェールオ オノ408号	通所介護 介護予防通 所介護	平成24.11.1	2570700662

滋賀県東近江健康福祉事務所告示第24号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

平成24年11月2日

滋賀県東近江健康福祉事務所長 瀬 戸 昌 子

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
株式会社ケア安土竜王事業所	蒲生郡竜王町大字林365-1	株式会社ケア安土 代表取締役 岡山伸彦	近江八幡市安土町常楽寺652	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	平成24.11.1	2571500376
株式会社ケア安土竜王事業所	蒲生郡竜王町大字林365-1	株式会社ケア安土 代表取締役 岡山伸彦	近江八幡市安土町常楽寺652	特定福祉用具販売 介護予防特定福祉用具販売	平成24.11.1	2571500376

滋賀県湖北健康福祉事務所告示第17号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

平成24年11月2日

滋賀県湖北健康福祉事務所長 嶋 村 清 志

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
真ごころデイサービス	長浜市湖北町今西743番地	株式会社真ごころ 代表取締役 松井慎志	長浜市湖北町今西743番地	通所介護 介護予防通 所介護	平成24.11.1	2570301214

ディプラザゆるりは	長浜市小堀町 118 - 1	株式会社パートナー ヨシイ 代表取締役 吉井大 祐	長浜市八幡東 町308 - 4	通所介護 介護予防通 所介護	平成24.11. 1	2570301222
-----------	-------------------	------------------------------------	--------------------	----------------------	------------	------------

滋賀県南部健康福祉事務所告示第39号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第46条第 1 項の指定居宅介護支援事業者として、次の者を指定した。
平成24年11月 2 日

滋賀県南部健康福祉事務所長 寺 尾 敦 史

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および 代表者の氏名または 開設者の氏名	主たる事務所の 所在地	指定年月日	介護保険 事業所番号
居宅介護支援事業所彩り	守山市焰魔堂町 96番地の 2	情ファクトリー株式会社 代表取締役 馬場健一 郎	守山市古高町240 番地グランヴェール オオノ408号	平成24.11. 1	2570700662

土 木 事 務 所 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

平成24年11月 2 日

東近江土木事務所長 清 水 雅 昭

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検 査 済 証	
			交付年月日	番 号
栗東市六地藏1124番地 日本トライ株式会社 代表取締役 山元陸雄	蒲生郡竜王町大字小口字廣 谷1138番18の一部、1139番 232	1,431.01m ²	平成24.10.25	000499

病 院 事 業 庁 公 告

平成24年度滋賀県医師採用選考実施公告

平成24年度滋賀県医師採用選考を次のとおり行います。

平成24年11月 2 日

滋賀県病院事業庁長職務代理者滋賀県病院事業庁理事（次長事務取扱） 那 須 安 穂

1 選考区分および採用予定人員

選 考 区 分	採用予定人員
医師（緩和ケア科）	1 名
医師（小児科） 小児神経専門	2 名

2 受験資格

(1) 次に該当する者が受験できます。

選 考 区 分	受 験 資 格
医師（緩和ケア科）	医師免許を有する者で、採用時における年齢が45歳以下である者。 緩和ケア科の勤務経験は問わない（当センターで研修を実施します。）。
医師（小児科）	日本小児神経学会が認定する小児神経専門医を有する者またはそれと同様の臨床経験を有する者で、採用日における年齢が45歳以下である者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 成年被後見人または被保佐人（準禁治産者を含む。）

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3 勤務の条件

(1) 採用の時期

選 考 区 分	採 用 の 時 期
医師（緩和ケア科）	合格者の相談に応じます。
医 師（小 児 科）	合格者の相談に応じます。

(2) 勤務先

選 考 区 分	勤 務 先
医師（緩和ケア科）	滋賀県立成人病センター（緩和ケア科）
医 師（小 児 科）	滋賀県立小児保健医療センター（小児科）

(3) 給与等

ア 給料は、滋賀県病院事業庁に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例（平成17年滋賀県条例第112号）等により経歴を勘案の上決定します。

なお、医師免許取得後の応募資格を満たす実務経験の年数に応じた給与月額は、概ね次のとおりです。

選 考 区 分	給 与 月 額（実 務 経 験 の 年 数）
医師（緩和ケア科）	702千円～868千円（経験 5 年～15 年） 給与月額には、地域手当および初任給調整手当を含みます。
医 師（小 児 科）	719千円～891千円（経験 6 年～21 年） 給与月額には、地域手当および初任給調整手当を含みます。

その他に扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に基づき支給されます。

これらの金額等は平成24年 4 月 1 日現在のものであり、改定される場合があります。

イ 昇給は、原則として毎年 1 回行われます。

4 選考の日時および場所

(1) 日時 応募者と調整の上、後日通知します。

(2) 場所

選 考 区 分	選 考 実 施 場 所
医師（緩和ケア科）	滋賀県立成人病センター会議室（守山市守山五丁目 4 - 30）
医 師（小 児 科）	滋賀県立小児保健医療センター会議室（守山市守山五丁目 7 - 30）

5 選考の方法および結果発表

(1) 方法 次の方法により行います。

ア 面接試験 医師としての知識、技能および公務遂行能力ならびに人物についての個別面接による口述試験を行います。

イ 書類審査 必要な書類に基づいて審査します。

(2) 結果発表 原則として、選考の実施後14日以内に通知します。

6 受験手続および受付期間

(1) 受験手続 下記の書類を病院事業庁経営管理課に提出してください。郵送の場合は、封筒の表に赤字で「医師受験」と書いて、特定記録または簡易書留により送付してください。

出願票を受理した場合は、受付票を交付します。郵送で受け付けた場合は、受付票を郵送します。

提出時期	提 出 書 類	備 考
受 付 時	出願票 1 通	
	未使用の郵便はがき 1 枚	受付票として返送します。表面に宛先を明記してください。郵送で申し込む場合のみ必要です。
	履歴書 1 通	所定の用紙に最近 6 か月以内に撮影した写真を貼り付けてください。

	業績目録・抱負 1 通	所定の用紙に書ききれない場合は、任意の様式に記載してください。
選 考 当 日	医師免許証原本とコピー 1 部	確認後、原本は返却します。
	受付票	受験番号は、選考当日に指定します。

- (2) 出願票等の交付 所定の用紙は、滋賀県病院事業庁経営管理課（滋賀県立成人病センター内）で交付します。
郵送を希望される場合は、下記の問い合わせ先まで電話で請求するか、郵便はがきの裏面に「滋賀県医師採用
選考受験願書請求」と書き、住所、氏名および選考区分を明記して、滋賀県病院事業庁経営管理課宛て請求して
ください。

滋賀県のホームページからダウンロードした用紙を使うこともできます。

<http://www.pref.shiga.jp/n/byouin/boshu.html>

(3) 受付期間

選 考 区 分	受 付 期 間
医師（緩和ケア科）	採用予定人員に達するまで随時受け付けます。
医 師（小 児 科）	採用予定人員に達するまで随時受け付けます。

7 日本国籍を有しない者の任用

- (1) 日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容
または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるた
めには必ずしも日本国籍を必要としない」という基本原則を踏まえた任用が行われます。

- (2) 日本国籍を有しない者は、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

8 問い合わせ先 滋賀県病院事業庁経営管理課 守山市守山五丁目 4 番30号 電話 077 - 582 - 5852

正 誤

平成24年 4 月 1 日付け号外(1)滋賀県規則第30号中

ページ	行	誤	正
6	3	改める	改め、同表を別表第 4 とする

平成24年 4 月 1 日付け号外(1)滋賀県規則第31号中

ページ	行	誤	正
8	6	大津土木事務所	大津土木事務所長
		東近江土木事務所および湖東土木事務 所	東近江土木事務所長および湖東土木事 務所長
	7	木之本土土木事務所	木之本土土木事務所長

